

武蔵野市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月13日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市空家等の適正管理に関する条例（平成29年3月武蔵野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<u>（武蔵野市特定空家等適正管理審議会）</u>	<u>（武蔵野市空家等適正管理審議会）</u>	見出しの改正
第4条 特定空家等に関する事項を審議するため、市長の附属機関として、 <u>武蔵野市特定空家等適正管理審議会</u> （以下「審議会」という。）を置く。	第4条 <u>管理不全空家等及び</u> 特定空家等に関する事項を審議するため、市長の附属機関として、 <u>武蔵野市空家等適正管理審議会</u> （以下「審議会」という。）を置く。	字句の追加
2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議して、答申する。	2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議して、答申する。	字句の改正
(1) <u>第6条第1項</u> の規定による認定に関する事項	(1) <u>第7条第1項</u> の規定による認定に関する事項	字句の改正
(2) 法第22条第2項の規定による勧告及び同条第9項又は第10項の規定による代執行に関する事項	(2) <u>法第13条第2項の規定による勧告、</u> 法第22条第2項の規定による勧告及び同条第9項又は第10項の規定による代執行に関する事項	字句の追加
(3) 前2号に掲げるもののほか、特定空家等に関し、市長が必要と認める事項	(3) 前2号に掲げるもののほか、 <u>管理不全空家等及び</u> 特定空家等に関し、市長が必要と認める事項	字句の追加
3から6まで （略）	3から6まで （略）	
	<u>（管理不全空家等の認定）</u>	条の追加
	第6条 市長は、 <u>空家等のう</u>	

	<u>ち、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるものを、管理不全空家等として認定することができる。</u> <u>2 市長は、前項の規定による認定をするときは、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等を確知することができないときその他当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。</u>	
第6条から第8条まで	第7条から第9条まで	条の繰下げ

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

- 2 武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(目的及び適用範囲) 第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条	(目的及び適用範囲) 第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条	

の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当について定めることを目的とする。

(1)から(32)まで（略）

(33) 特定空家等適正管理審議会の委員

(34)から(67)まで（略）

別表第２（第３条関係）

日額で定める報酬額

職名	報酬額
財産価格審議会の委員から建築審査会の委員まで（略）	
<u>特定空家等適正管理審議会</u> の委員	〃 12,000円
建築紛争調停委員会の委員から選挙立会人まで（略）	

備考（略）

の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当について定めることを目的とする。

(1)から(32)まで（略）

(33) 空家等適正管理審議会の委員

(34)から(67)まで（略）

別表第２（第３条関係）

日額で定める報酬額

職名	報酬額
財産価格審議会の委員から建築審査会の委員まで（略）	
<u>空家等適正管理審議会</u> の委員	〃 12,000円
建築紛争調停委員会の委員から選挙立会人まで（略）	

備考（略）

字句の改正

字句の改正

（提案理由）

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和５年法律第50号）の施行を踏まえ、所要の改正をするものである。